

令和5年版環境白書

第1章 人と自然との共生の確保

2. 自然とのふれあいの推進

(2) 自然環境の地域資源としての活用

- ② 隠岐ユネスコ世界ジオパークや、島根半島・宍道湖中海ジオパークの情報発信や受入体制の整備等による交流の推進

(1) 事業目的

隠岐ユネスコ世界ジオパークや島根半島・宍道湖中海ジオパークなど、国内外にも価値を認められた貴重な地質遺産を活用し、地域の活性化につなげます。

(2) 取組状況

一般社団法人隠岐ジオパーク推進機構や地元町村等と連携して、県有施設の維持補修工事など、受入体制の整備などに取り組んでいます。

また、隠岐ジオゲートウェイや海士町複合型宿泊施設「Entô」などの拠点・中核施設の整備支援により来島者の満足度向上を図りました。

《用語解説》

※1 ジオパーク

地球や大地を意味する「ジオ」と公園を意味する「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産だけでなく、歴史や文化、生態系などを含む総合的な公園のこと。

※2 ユネスコ世界ジオパークと日本ジオパーク

ユネスコ世界ジオパークは、世界ジオパークネットワーク及びユネスコの審査を経て認定された地域であり、令和5年5月時点で、48か国、195地域が認定されています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇、アポイ岳、伊豆半島、白山手取川の10地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。令和5年5月時点で、上記10地域の他、南アルプス、恐竜渓谷ふくい勝山、白滝、伊豆大島、霧島、盤梯山、下仁田、秩父、男鹿半島・大潟、箱根、佐渡、銚子、八峰白神、四国西予、ゆざわ、三陸、おおいた姫島、おおいた豊後大野、三笠、桜島・錦江湾、とちぎ鹿追、南紀熊野、立山黒部、苗場山麓、Mine秋吉台、三島村・鬼界カルデラ、栗駒山麓、下北、筑波山地域、浅間山北麓、鳥海山・飛島、島根半島・宍道湖中海、萩、土佐清水、十勝岳、五島列島（下五島エリア）の36地域、計46地域が認定されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 自然環境課	0852-22-5724